

北海道告示第11453号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年11月29日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その32)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業 電気料金の高騰により農業水利施設に係る維持管理費が増大していることから、土地改良区等の安定的な運営を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>土地改良区 土地改良区連合</p>	<p>土地改良区等が管理する農業水利施設における当該事業に要する経費</p>	<p>10/10以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する 提出先 総合振興局長又は振興局長</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	<p>実績報告は要しない。</p>